

最高裁秘書第2431号

令和8年7月21日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和8年7月13日に答申（令和8年度（最情）答申第1.5号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和7年度（最情）諮問第32号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮問日：令和7年10月22日（令和7年度（最情）諮問第32号）

答申日：令和8年7月13日（令和8年度（最情）答申第15号）

件名：最高裁が法務省に対し、特定年度の予算案を前提とする裁判所職員定員法に関する立法依頼をした際の文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁が、法務省に対し、令和7年度の予算案を前提とする裁判所職員定員法に関する立法依頼をした際の文書（令和7年1月10日付の文書を含むが、これに限らない。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年9月3日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

令和7年3月14日の衆議院法務委員会における法務省の国会答弁資料に「今回の改正法案に係る立法依頼は、令和7年1月10日に行われた。」と記載されていることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したところ、存在しなかった。
また、本件開示申出文書を作成又は取得する定めはなく、事務処理上その必要もない。
- 2 これに対し、苦情申出人は、令和7年3月14日の衆議院法務委員会におけ

る法務省の国会答弁資料に「今回の改正法案に係る立法依頼は、令和7年1月10日に行われた。」と記載されていることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる旨主張する。しかしながら、裁判所職員定員法の一部を改正する法律については、最高裁判所の所管部署において、電話で立法依頼を行ったものであり、上記記載は本件開示申出文書の存在を裏付けるものとはいえず、本件開示申出文書が存在しないことに不合理な点はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年10月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和8年3月23日 審議
- ④ 同年4月17日 審議
- ⑤ 同年5月22日 審議
- ⑥ 同年6月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を探索したが存在しなかったこと、本件開示申出文書に係る立法依頼は最高裁判所の所管部署において電話で行ったことを説明する。最高裁判所において、本件開示申出文書を作成又は取得することを定めた規定が存在するとは考えられず、事務処理上作成又は取得の必要性がないとする点についても不合理であるとは認められない。また、本件開示申出文書に係る立法依頼は裁判所職員定員法に関するものであり、その内容は裁判所職員の員数の変更であることからすれば、立法依頼に際しては電話を介して口頭で行ったとする最高裁判所事務総長の説明も不合理とは認められない。さらに、苦情申出人が摘示する国会答弁資料は、本件開示申出文書が作成されたことを推認させるものとは認められない。そのほかに、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

~~委 員 長 戸 雅 子~~

委 員 川 神 裕